

保護者の皆様へ

## 高等学校等就学支援金の申請について

国の就学支援金支給に係る7月時(令和3年7月から令和4年6月までの期間)の申請書を配付いたします。

提出忘れ等で提出期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんので、以下の説明を充分にお読みいただき、必要書類等を準備のうえご提出ください。

### ◆支給要件

- ・生徒が日本国内に住所を有すること。
- ・高等学校へ在籍していること。  
(月単位の認定となる為、毎月1日に在籍していること)
- ・「**保護者等の課税標準額×6%-市町村民税調整控除額**」の**父母の合算が304,200円未満**の世帯であること。

### ◆提出期日

- ・右記の提出書類を配付時の封筒に同封し、担任までご提出ください。

**提出期日 7月14日(水) 【全員提出・期日厳守】**

### ◆支給額 表

課税標準額×6%-市町村民税調整控除額	およその年収(*1)	月額支給額	年間支給額(12ヶ月分)
非課税・生活保護 0円～154,500円未満	約590万円以下	33,000円	396,000円
154,500円～ 304,200円未満	約910万円以下	9,900円	118,800円
304,200円以上	約910万円超～	支給なし	支給なし

(\*1 保護者のうちどちらかが働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯を基準としています)

### ◆7月以降の流れについて(予定)

10月中旬	2学期 授業料口座振替(2学期分 就学支援金・補助金を相殺支給)
12月中旬	1,2学期で相殺しきれなかった就学支援金・補助金を指定口座へ還付
1月下旬	3学期 授業料口座振替(3学期分 就学支援金・補助金を相殺支給)

### ◆提出書類

- ・次の必要書類を提出してください。

【7月から対象となる世帯】

⇒イ・ロ・(ハ)を提出

【7月から対象外となる世帯】

⇒イを提出

※但し、過去に一度でも就学支援金を受給した世帯はイ・ロ・(ハ)を提出する必要があります。

	提出書類	発行	備考
イ	高等学校等就学支援金 (様式第1号(その②))		
ロ	令和3年度『課税証明書』 又は『非課税証明書』 『生活保護受給証明書』	課税証明書・非課税証明書は市区町村の 税務担当課で発行 1月1日現在の受給が確認できるもの	コピー 不可 (原本)
ハ	高等学校就学支援金等に係る 『課税証明書(補足)』	市区町村の税務担当課で発行 課税証明書に「市町村民税調整控除額」 の記載がない場合に必要	コピー 不可 (原本)

### 例年、特に間違いが多い箇所です

#### ◆提出書類『ハ 課税証明書(補足)』について

- ・『ロ 課税証明書』に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合に必要です。市役所にて記入、押印してもらい、学校に提出してください。
- ・市役所にて課税証明書の発行を依頼する際、「高等学校等就学支援金制度等の申請に係る課税証明書について(私立用(R3年7月以降申請用))」と一緒に窓口提出してください。
- ・『ハ 課税証明書(補足)』は課税証明書1通につき、1枚必要です。2枚必要な場合はコピーしてください。
- ・大阪市、堺市は「市町村民税調整控除額」が記載されているため、不要です。

**【お問い合わせ先】** 四天王寺東高等学校  
事務局 総務課 庶務係 電話：072-937-2855

◆注意事項

【全般について】

- ①所得の増減により4月～6月分と、7月から翌年6月分の支援金額が異なることがあります。
- ②就学支援金は、国から大阪府を經由して、学校へ振り込まれます。学校は、生徒に代わって「代理受給」し、授業料納付額から就学支援金を減額します。よって授業料納入後、学期の途中で転退学した場合は、転退学した月の翌月以降の就学支援金を返金していただきます。
- ③今回の申請が、次年度6月分までの認定となり、次年度4月の申請はありません。但し、受給途中で保護者変更等(離婚・死別等)が生じた場合や、修正申告により所得割額が変更となった場合は、支援金額が変更になることがありますので、早急に事務局までご連絡、ご相談ください。
- ④就学支援金とは別に、大阪府・兵庫県において授業料を軽減する補助金等がありますが、受給対象にも係わらず就学支援金を申請しなかった場合、補助金は辞退したものと見なされ、受給出来なくなりますのでご注意ください。
- ⑤訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは不可、訂正印は不要です。
- ⑥個人情報の取扱いは、『入学後の手引き』の【生徒等に関する個人情報について】に記載の通りです。

【課税証明書・課税証明書(補足)について】

- ⑦必ず父母お二人の課税証明書等を添付してください。但し、配偶者が控除対象者で収入が年間100万円以下の場合や一人親世帯の場合等を除きます。
- ⑧「課税標準額×6%-市町村民税調整控除額」の父母合算額が判定基準となります。
- ⑨課税証明書等が手元にない場合は、市区町村の税務担当課で発行してもらってください。**発行の際は、扶養親族数等を省略されないよう「全部事項証明書」と伝えてください。**
- ⑩課税証明書に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合は、**課税証明書(補足)を市役所にて記入してもらってください。(課税証明書1通につき1枚必要)**

【申請書(様式第1号(その2))の記入について】

- ⑪配偶者が控除対象扶養者で、収入が年間100万円以下の場合、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入状況について】(2)②の理由欄“ア”にチェックを入れてください。
- ⑫ひとり親世帯で寡婦(夫)控除されている場合は、申請書 右ページ【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②の理由欄“ウ”にチェックを入れてください。なお、課税証明書に寡婦(夫)控除が記載されていない場合は、事象の発生年月日及び理由を記入してください。  
※寡婦(夫)…夫(妻)と死別または、離別し再婚していない女(男)性
- ⑬P.2の記入例を参考にチェックや署名等の記入漏れに充分ご注意ください。

◆提出書類『イ 受給資格認定申請書』(様式第1号(その2))記入例

様式第1号(その2) (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係) 大阪府(別紙)

② 課税証明書等 提出者用 提出書類【イ】

大阪府教育長 殿 高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書(初回時) (次の2つの口のうも、いずれかの口にレ印を付けてください。)

高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

就学支援金の受給資格の認定を申請しません。(申請)しない場合も提出してください。)

【申請しない場合の理由】  別紙「申請しない理由」欄に記入してください。 (申請)しない理由も提出してください。)

※申請しない場合は、申請しない理由を記入してください。 (申請)しない理由も提出してください。)

収入状況届出書(2回目以降) (既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。)

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることとなることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	年	月	日
生徒の住所	〒	都道府県	市区町村
保護者等の電話番号(携帯電話等)			
生徒が在学する学校の名称	四天王寺東高等学校		
学年・組・番号	年	組	番

【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。)

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が過剰して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含みません。)

①現在通っている学校名

②学校名

③学年

父母どちらかの課税証明書等を省略する場合はこちらに☑を記入。

P.2 注意事項⑪ 配偶者が控除対象扶養者で、収入が年間100万円以下の場合、☑を記入。

P.2 注意事項⑫ ひとり親世帯で、課税証明書に寡婦(夫)控除が記載されている場合は、☑のみ記入。寡婦(夫)控除が記載されていない場合は、☑を記入し、必ず発生年月日及び理由を記入。

課税証明書等を添付する方のみ記入。父母どちらかの課税証明書等を省略した場合、省略した方の署名は不要。記入漏れ及び間違いに注意。

申請する場合、必ず2か所に☑を記入。☑漏れの場合、申請できない場合があります。

現在受給していないが、7月から対象となる世帯は☑を入れ、全ての必要事項を記入。

現在受給しておらず、7月からも対象外となる世帯は「就学支援金の～申請しません」と【申請しない場合の理由】の該当部分に☑し、生徒名と年・組・番号を記入。

現在受給中の世帯は☑を入れ、全ての必要事項を記入。 ※過去に一度でも受給した世帯はここに☑

申請する場合、確認の上、2か所に☑を記入、☑漏れの場合、申請できない場合があります。

日中の連絡先を記入。(携帯番号など) 申請書不備等の場合に連絡します。

父母の課税証明書等を添付する場合は、こちらに☑を記入。

次保護者等の課税証明書等を添付する。

① 親権者(両親)2名分 両親の課税証明書等を添付する場合

親権者1名分 (7から7までのいづれかの口にレ印を付けてください。)

親権者が、一時的に親権を行使し親権者(児童福祉施設の長である場合は、④からのまでのいづれかの口にレ印を付けてください。)

ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得割額の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、  
・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等 理由:

② 未成年後見人 ☐ 名分

親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が被選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合は又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)

③ 生徒の生計をその収入により維持している者(たる生計維持者)1名分

・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、  
・成人に連れているが、主たる生計維持者が存在する場合 等  
※生徒本人の健康保険証の写しを提出してください。(被保護者等記号・番号は黒塗りしてください)

④ 生徒本人

親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、  
・成人に連れている場合、  
・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑤ 所得割の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑥ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(☑又は⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

保護者等① 氏名	生徒との続柄	保護者等② 氏名	生徒との続柄
(ふりがな)	父	(ふりがな)	母
生年月日(西暦)	年 月 日	生年月日(西暦)	年 月 日

※収入の修正申告や税額の変更決定による市町村民税の課税標準額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校へ連絡してください。

【確認事項】(次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを承知します。

申請に提出した個人情報について、以下の点を了承します。

- ・大阪府への情報提供は、オンラインを經由すること。
- ・この申請のために提出した個人情報、学校内における大阪府立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」といいます。)に活用される場合があること。
- ・この申請のために提出した個人情報、奨学のための給付金事業に活用される場合があること。
- ・この申請のために提出した個人情報、大阪府立高等学校等学び直し支援事業に活用される場合があること。
- ・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う(公財)大阪府育英会に情報提供する場合があること。

学校受付日 年 月 日(学校において記入。)

◆提出書類『ロ 課税証明書』について

「課税標準額×6%－市町村民税調整控除額」の計算は下図を参考にしてください。

《 課税証明書 》

令和3年度

令和3年度市民税・府民税証明書

必ず原本を提出

住所	大阪市北区中之島1丁目3番20号		
令和3年1月1日住所所在地	同上		
氏名	大阪 太郎		
市民税 府民税額 (円)	課税標準額 (計)	¥2,171,000	
区分	所得割額	均等割額	税額
市民税	¥84,700	¥3,500	¥88,200
府民税			
合計			¥111,100
所給合	<p>★市町村民税調整控除額</p> <p>※課税地が政令指定都市の場合は調整控除額に3/4を乗じて計算</p> <p>※各市町村によって記載されていない場合がありますので、記載のない場合は補足資料の提出が必要となります。</p>		
所給合	<p>【ハ】</p> <p>医療保険料 ¥22,000 配偶者・扶養 配偶者</p> <p>社会保険料 寡婦・寡夫・特別寡婦 ¥0 配偶者</p> <p>小規模共済等掛金 ¥0 勤労学生 基礎</p> <p>合計 ¥660,000</p> <p>寡婦(夫)控除 有無の確認場所</p>		
税額控除額 (円)	調整控除	府民税	区分
調整控除	¥2,000	¥500	寄附金税額控除
配偶者控除	¥0	¥0	外国税額控除等
住宅借入金等特別控除	¥77,640	¥19,410	配当割額・株式等譲渡所得割額控除
控除対象配偶者	扶養親族	特定	老人(内同居)
有控配	0人	0人(0人)	1人
特別障害者(内同居)	その他障がい者	合計	本人除く
0人(0人)	0人	0人	0人
事業専従者	区分	専従者数	給付額等
	**	0人	¥0

【計算】

☆課税標準額×6%－★市町村民税調整控除額

2,171,000×6%－2,000×3/4<sup>\*</sup>=128,760円 (100円未満の端数は切り捨て)

保護者の所得判定額は 128,700円

※政令指定都市(大阪市)の課税証明書のため、★市町村民税調整控除額×3/4で計算

◆提出書類『ハ 課税証明書(補足)』について

『ロ 課税証明書』に「市町村民税調整控除額」が記載されていない場合、市役所にて記入、押印してもらい、提出してください。  
 ※課税証明書1通につき、1枚必要です。(2枚必要な場合はコピーしてください)

市役所窓口にて課税証明書の発行を依頼する際、この用紙を提出してください。  
 記入不要の場合はそのまま返却されます。

\_\_\_\_\_  
 (氏名) 様

高等学校等就学支援金等に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会のあった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記のとおりです。

\_\_\_\_\_  
 年度(\_\_\_\_\_  
 年分)の所得等

- ・課税所得額(課税標準額)【特定個人情報項目コードTK00000200000810】  
 \_\_\_\_\_  
 円
- ※市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載して下さい。
- ※課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

- ・調整控除の額【特定個人情報項目コードTK00000200001020(市町村民税\_調整控除額)】  
 \_\_\_\_\_  
 円
- ※市町村民税相当分

日付 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名 \_\_\_\_\_

担当部局課名 \_\_\_\_\_

公印



※公印が押されているか確認してください